



山形県公報

平成21年1月6日(火)
第2007号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 告 示

|                                    |                          |
|------------------------------------|--------------------------|
| 指定管理者の指定.....                      | ( 県民文化課 ) ... 1          |
| 山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程..... | ( 児童家庭課 ) ... 2          |
| 指定管理者の指定.....                      | ( 観光振興課 ) ... 同          |
| 県営土地改良事業計画の変更.....                 | ( 置賜総合支庁農村計画課 ) ... 同    |
| 土地改良区の合併の認可.....                   | ( 庄内総合支庁農村計画課 ) ... 同    |
| 土地改良区の定款変更の認可.....                 | ( 同 ) ... 3              |
| 指定管理者の指定.....                      | ( 森 林 課 ) ... 同          |
| 同.....                             | ( 同 ) ... 同              |
| 道路の区域の変更.....                      | ( 置賜総合支庁西置賜建設総務課 ) ... 同 |
| 同.....                             | ( 同 ) ... 4              |
| 県道の供用の開始.....                      | ( 同 ) ... 同              |
| 道路の区域の変更.....                      | ( 庄内総合支庁建設総務課 ) ... 同    |
| 指定管理者の指定.....                      | ( 交通政策課 ) ... 5          |
| 同.....                             | ( 庄内総合支庁港湾事務所 ) ... 同    |
| 同.....                             | ( 同 ) ... 同              |
| 同.....                             | ( 同 ) ... 同              |
| 同.....                             | ( 庄内総合支庁庄内空港事務所 ) ... 6  |
| 同.....                             | ( 都市計画課 ) ... 同          |
| 同.....                             | ( 同 ) ... 同              |
| 同.....                             | ( 同 ) ... 同              |
| 同.....                             | ( 同 ) ... 同              |
| 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程.....   | ( 出 納 局 ) ... 7          |

### 公 告

|                         |                       |
|-------------------------|-----------------------|
| 一般競争入札の公告.....          | ( 管 財 課 ) ... 8       |
| 特定非営利活動法人の設立の認証の申請..... | ( 村山総合支庁地域支援課 ) ... 9 |
| 大規模小売店舗の新設の届出.....      | ( 商業経済交流課 ) ... 同     |

## 告 示

### 山形県告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、山形県国際交流センターの指定管理者を次のとおり指定した。

平成21年1月6日

山形県知事 齋 藤 弘

- |             |                                |
|-------------|--------------------------------|
| 1 公の施設の名称   | 山形県国際交流センター                    |
| 2 指定した団体    | 山形市城南町一丁目1番1号<br>財団法人山形県国際交流協会 |
| 3 指 定 の 期 間 | 平成21年4月1日から平成24年3月31日まで        |

## 山形県告示第2号

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年1月6日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程(昭和53年10月県告示第1855号)の一部を次のように改正する。

第2条中「年0.90パーセント」を「年0.85パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成20年12月10日から適用する。
- 2 平成20年12月10日前に借り入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際融資残高に乗ずる割合については、なお従前の例による。

## 山形県告示第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、山形県観光情報センターの指定管理者を次のとおり指定した。

平成21年1月6日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 公の施設の名称 山形県観光情報センター
- 2 指定した団体 山形市城南町一丁目1番1号  
社団法人山形県観光物産協会
- 3 指定の期間 平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

## 山形県告示第4号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により定めた県営白楯地区土地改良事業計画(一般農道整備事業)を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成21年1月6日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営土地改良事業変更計画書(県営一般農道整備事業(過疎基幹農道)白楯地区)の写し
- 2 縦覧に供する場所  
飯豊町役場
- 3 縦覧に供する期間  
平成21年1月7日から同年2月5日まで
- 4 その他  
この告示に係る計画の変更に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。  
この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して、6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

## 山形県告示第5号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第72条第2項の規定により、土地改良区の合併を次のとおり認可した。

平成21年1月6日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 定款を変更して合併後存続する土地改良区の名称  
庄内赤川土地改良区
- 2 事務所の所在地  
鶴岡市馬場町7番35号
- 3 合併により解散する土地改良区の名称  
八沢川土地改良区

## 4 認可年月日

平成21年1月1日

## 5 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)認可のあったことを知った日の翌日から起算して、6箇月以内に提起することができる。

## 山形県告示第6号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成21年1月6日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 土地改良区の名称

庄内赤川土地改良区

## 2 事務所の所在地

鶴岡市馬場町7番35号

## 3 認可年月日

平成21年1月1日

## 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)認可のあったことを知った日の翌日から起算して、6箇月以内に提起することができる。

## 山形県告示第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、山形県源流の森の指定管理者を次のとおり指定した。

平成21年1月6日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 公の施設の名称 山形県源流の森

2 指定した団体 山形市大字長谷堂字馬場2265番地  
財団法人山形県みどり推進機構

## 3 指定の期間 平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

## 山形県告示第8号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、山形県遊学の森の指定管理者を次のとおり指定した。

平成21年1月6日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 公の施設の名称 山形県遊学の森

2 指定した団体 最上郡金山町大字有屋1400番地  
株式会社グリーンバレー神室振興公社

## 3 指定の期間 平成21年4月1日から平成25年3月31日まで

## 山形県告示第9号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成21年1月6日から同月19日まで縦覧に供する。

平成21年1月6日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 道路の種類 県道

## 2 路線名 勸進代舟場線

## 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                              | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長         |
|----------------------------------|------|-----------------------|-------------|
| 長井市成田字開964番地3から<br>同 字大柳703番地4まで | 旧    | 29.0メートル<br>?<br>12.0 | メートル<br>401 |
| 同 上                              | 新    | 35.2メートル<br>?<br>16.0 | 同 上         |

## 山形県告示第10号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成21年1月6日から同月19日まで縦覧に供する。

平成21年1月6日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 寺泉舟場線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                         | 旧新の別 | 敷地の幅員               | 延 長        |
|-----------------------------|------|---------------------|------------|
| 長井市幸町1335番3から<br>同 1320番6まで | 旧    | 8.0メートル<br>?<br>5.3 | メートル<br>14 |
| 同 上                         | 新    | 9.0メートル<br>?<br>7.6 | 同 上        |

## 山形県告示第11号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成21年1月6日から同月19日まで縦覧に供する。

平成21年1月6日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 寺泉舟場線
- 2 供用開始の区間 長井市幸町1335番3から  
同 1320番6まで
- 3 供用開始の期日 平成21年1月6日

## 山形県告示第12号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成21年1月6日から同月19日まで縦覧に供する。

平成21年1月6日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 345号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                             | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長         |
|---------------------------------|------|-----------------------|-------------|
| 鶴岡市宝徳字北田59番から<br>同 渡前字仙北田111番まで | 旧    | 76.0メートル<br>と<br>21.8 | メートル<br>167 |
| 同 上                             | 新    | 54.0メートル<br>と<br>18.8 | 同 上         |

## 山形県告示第13号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、山形県ふるさと交流広場の指定管理者を次のとおり指定した。

平成21年1月6日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 公の施設の名称 山形県ふるさと交流広場
- 2 指定した団体 天童市清池東一丁目2番41号  
景観環境経済研究会
- 3 指定の期間 平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

## 山形県告示第14号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、酒田北港緑地の指定管理者を次のとおり指定した。

平成21年1月6日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 公の施設の名称 酒田北港緑地
- 2 指定した団体 酒田市北新橋一丁目12番13号  
クリーンサービス株式会社
- 3 指定の期間 平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

## 山形県告示第15号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、マリンパーク鼠ヶ関の指定管理者を次のとおり指定した。

平成21年1月6日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 公の施設の名称 マリンパーク鼠ヶ関
- 2 指定した団体 鶴岡市鼠ヶ関丙150番地  
鼠ヶ関自治会
- 3 指定の期間 平成21年4月1日から平成25年3月31日まで

## 山形県告示第16号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、鼠ヶ関マリーナの指定管理者を次のとおり指定した。

平成21年1月6日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 公の施設の名称 鼠ヶ関マリーナ
- 2 指定した団体 鶴岡市馬場町9番25号  
鶴岡市
- 3 指定の期間 平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

## 山形県告示第17号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、庄内空港緩衝緑地の指定管理者を次のとおり指定した。

平成21年1月6日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 公の施設の名称 庄内空港緩衝緑地
- 2 指定した団体 酒田市大町2番7号  
庄内園芸緑化株式会社
- 3 指定の期間 平成21年4月1日から平成25年3月31日まで

## 山形県告示第18号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、悠創の丘の指定管理者を次のとおり指定した。

平成21年1月6日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 公の施設の名称 悠創の丘
- 2 指定した団体 山形市南栄町二丁目9番26号  
悠創の丘企業共同体
- 3 指定の期間 平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

## 山形県告示第19号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、健康の森公園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成21年1月6日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 公の施設の名称 健康の森公園
- 2 指定した団体 山形市富神台12番地  
健康の森公園管理共同企業体
- 3 指定の期間 平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

## 山形県告示第20号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、最上川ふるさと総合公園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成21年1月6日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 公の施設の名称 最上川ふるさと総合公園
- 2 指定した団体 寒河江市高田三丁目110番地の1  
ふるさと公園管理運営企業体
- 3 指定の期間 平成21年4月1日から平成25年3月31日まで

## 山形県告示第21号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、中山公園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成21年1月6日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 公の施設の名称 中山公園
- 2 指定した団体 東村山郡中山町大字長崎8039番地  
株式会社中山町商工観光公社
- 3 指定の期間 平成21年4月1日から平成26年3月31日まで

山形県告示第22号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年 1月 6日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年 8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第 5 中

|              |                    |     |   |
|--------------|--------------------|-----|---|
| 山形信用金庫<br>本店 | 〃 七日町一丁目 4<br>番14号 | 〃 〃 | を |
|--------------|--------------------|-----|---|

|              |                    |     |    |
|--------------|--------------------|-----|----|
| 山形信用金庫<br>本店 | 〃 白山一丁目10番<br>3号   | 〃 〃 | に、 |
| 〃 七日町支店      | 〃 七日町一丁目 4<br>番14号 | 〃 〃 |    |

|         |                     |               |   |
|---------|---------------------|---------------|---|
| 〃 寒河江支店 | 寒河江市南町二丁目 2<br>番17号 | 〃 寒河江中央<br>支店 | を |
|---------|---------------------|---------------|---|

|         |                      |               |    |
|---------|----------------------|---------------|----|
| 〃 中央支店  | 〃 小白川町一丁目<br>15番20号  | 〃 〃           | に、 |
| 〃 市南支店  | 〃 上町四丁目13番<br>13号    | 〃 〃           |    |
| 〃 市北支店  | 〃 相生町 8 番29号         | 〃 〃           |    |
| 〃 門伝支店  | 〃 大字門伝1021番<br>地     | 〃 〃           |    |
| 〃 江俣支店  | 〃 江俣四丁目18番<br>31号    | 〃 〃           |    |
| 〃 寒河江支店 | 寒河江市南町二丁目 2<br>番17号  | 〃 寒河江中央<br>支店 |    |
| 〃 天童支店  | 天童市老野森二丁目15<br>番 1 号 | 〃 天童支店        |    |

|        |                      |        |   |
|--------|----------------------|--------|---|
| 〃 谷地支店 | 西村山郡河北町谷地字<br>谷地37番地 | 〃 谷地支店 | を |
|--------|----------------------|--------|---|

|         |                    |        |    |
|---------|--------------------|--------|----|
| 〃 上山南支店 | 〃 河崎一丁目 1 番<br>23号 | 〃 〃    | に、 |
| 〃 谷地支店  | 西村山郡河北町谷地甲<br>37番地 | 〃 谷地支店 |    |

|                |                         |        |  |
|----------------|-------------------------|--------|--|
| 〃 小国支店         | 西置賜郡小国町大字小<br>国町229番の41 | 〃 小国支店 |  |
| 山形庶民信用組合<br>本店 | 山形市白山一丁目10番<br>3号       | 〃 県庁支店 |  |
| 〃 中央支店         | 〃 小白川町一丁目<br>15番20号     | 〃 〃    |  |
| 〃 市南支店         | 〃 上町四丁目13番<br>13号       | 〃 〃    |  |

|   |      |   |                 |   |      |
|---|------|---|-----------------|---|------|
| " | 市北支店 | " | 相生町8番29号        | " | "    |
| " | 門伝支店 | " | 大字門伝1021番地      | " | "    |
| " | 江俣支店 | " | 江俣四丁目18番31号     | " | "    |
| " | 天童支店 | " | 天童市老野森二丁目15番地の2 | " | 天童支店 |
| " | 上山支店 | " | 上市市河崎一丁目1番23号   | " | 上山支店 |

を

|   |      |   |                     |   |      |
|---|------|---|---------------------|---|------|
| " | 小国支店 | " | 西置賜郡小国町大字小国町229番の41 | " | 小国支店 |
|---|------|---|---------------------|---|------|

に改める。

## 附 則

この規程は、平成21年2月16日から施行する。

## 公 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、県有地及び県有建物の売買について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成21年1月6日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 入札の場所及び日時並びに入札に付する物件及び予定価格

| 場 所                               | 日 時                   | 入札に付する物件                                                                 | 予定価格       |
|-----------------------------------|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------|------------|
| 村山市楯岡笛田四丁目5番1号<br>村山総合支庁北庁舎204会議室 | 平成21年2月4日(水)<br>午前10時 | 北村山郡大石田町大字大石田字上ノ原甲665番2<br>土地及び建物<br>宅 地 329.58平方メートル<br>住宅建 99.37平方メートル | 6,054,000円 |

## 2 入札参加者の資格

次の各号に該当しない者

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後3年を経過しない者

## 3 契約条項を示す場所

総務部管財課

## 4 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札見積価格の100分の5以上の額
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上の額

## 5 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## 6 その他

- (1) 説明会の場所及び日時



| 入札に付する物件                                                                     | 場 所                               | 日 時                      |
|------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|--------------------------|
| 北村山郡大石田町大字大石田字上ノ原甲<br>665番2<br>土地及び建物<br>宅 地 329.58平方メートル<br>住宅建 99.37平方メートル | 村山市楯岡笛田四丁目5番1号<br>村山総合支庁北庁舎204会議室 | 平成21年1月20日(火)<br>午後1時30分 |

(2) 郵便による入札は、認めない。

(3) 入札、入札条件及び契約に関する詳細については、総務部管財課(電話023(630)2066)に問い合わせること。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成21年1月6日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成20年12月17日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人 上山まちづくり塾
  - (2) 代表者の氏名  
鈴木 正芳
  - (3) 主たる事務所の所在地  
上市市金瓶字水上6番地の2
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、上山の自然、歴史、文化など固有の地域資源を活用したまちづくり事業を行うことを通し、上市市民が誇りを持って住み続けることができる魅力に満ちたまちをつくることを目的とする。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに東根市役所において平成21年5月6日まで縦覧に供する。

平成21年1月6日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称)神町ショッピングセンター  
東根市神町北部土地区画整理事業地内
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号  
代表取締役 板垣宮雄
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号  
代表取締役 板垣宮雄  
株式会社ヤマザワ薬品 山形市あこや町三丁目8番9号  
代表取締役 石黒晴美  
その他は未定
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成21年8月16日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

4,872.9平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数 255台
- (2) 駐輪場の収容台数 110台
- (3) 荷さばき施設の面積 300平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量 47.73立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
  - イ 開店時刻 午前9時
  - ロ 閉店時刻 翌日の午前0時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から翌日の午前0時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
4か所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後9時まで

8 届出年月日

平成20年12月15日

9 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成21年5月6日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見